

改正

昭和46年12月22日規則第44号

昭和54年6月1日規則第22号

平成6年3月30日規則第8号

平成8年4月1日規則第14号

平成13年5月10日規則第35号

平成14年12月30日規則第66号

平成17年4月1日規則第39号

平成18年5月22日規則第46号

平成24年1月27日規則第2号

平成25年3月25日規則第7号

平成30年3月13日規則第6号

令和2年8月24日規則第48号

千歳市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市都市公園条例（昭和43年千歳市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準)

第1条の2 条例第1条の5に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、次条から第1条の13までに定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この限りでない。

(園路及び広場)

第1条の3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第5号に規定する傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び長さ50メートル以内ごとに2人以上の車椅子使用者が擦れ違えることができる広さの場所を設けた上で、幅を140センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第5号に規定する傾斜路又は車椅子使用者の円滑な利用に適した昇降機を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段に通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、次号に規定する傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、150センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、120センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第1条の11までの規定により設けられた特定公園施設のうち、それぞれ1以上に接続し、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第1条の4 政令第3条第2号に規定する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲

げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、前条第5号に規定する傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第1条の5 政令第3条第3号に規定する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第1条の3第5号に規定する傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 政令第3条第7号に規定する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第1条の8及び第1条の9の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、管理事務所について準用する。この場合において、同項中「第3条第3号に規定する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「第3条第10号に規定する管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第1条の6 政令第3条第4号に規定する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第1条の4第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）及び第4号に規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を90センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第1条の3第5号に規定する傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200人以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときはこれを切り上げ、その数が2未満であるときは2とする。）以上、収容定員が200人を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。

(4) 政令第3条第7号に規定する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第1条の8及び第1条の9の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 車椅子使用者用の席の幅は、90センチメートル以上であり、奥行きは140センチメートル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、政令第3条第5号に規定する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第1条の7 政令第3条第6号に規定する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の収容台数が200台以下の場合は当該収容台数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)以上、収容台数が200台を超える場合は当該収容台数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅員は、350センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第1条の8 政令第3条第7号に規定する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 前項に規定する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、同項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第1条の9 前条第2項第1号に規定する便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。

イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第1条の3第5号に規定する傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号に規定する便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第1条の10 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第1条の8第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第1条の11 政令第3条第8号に規定する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、政令第3条第9号に規定する手洗場について準用する。

(揭示板及び標識)

第1条の12 政令第3条第11号に規定する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該揭示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、政令第3条第12号に規定する標識について準用する。

第1条の13 第1条の3から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識

を設ける場合は、そのうち1以上は、第1条の3の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(許可申請書)

第2条 条例第2条第1項の行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の5日前までに千歳市都市公園行為許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第2項の公園施設の設置の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに千歳市都市公園施設設置許可申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

3 法第5条第2項の公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理開始の日の15日前までに千歳市都市公園施設管理許可申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

4 法第6条第1項の公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに千歳市都市公園占用許可申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

5 第1項の許可を受けた者がその許可を受けた事項を取り消し、又は変更しようとするときは、速やかに千歳市都市公園行為取消(変更)許可申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

6 法第5条第2項後段及び法第6条第3項に規定する変更の許可を受けようとする者は、速やかに千歳市都市公園変更許可申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

7 条例第7条第1項の休止の許可を受けようとする者は、千歳市都市公園施設設置(管理)休止許可申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(添付書類)

第3条 前条第2項から第4項まで及び第6項の許可申請書には、設計書、仕様書、図面その他必要な書類を添付しなければならない。

(許可書)

第4条 市長は、第2条の規定による申請を許可したときは、それぞれ許可書(第1号様式の2、第2号様式の2、第3号様式の2、第4号様式の2、第5号様式の2、第6号様式の2及び第7号様式の2)を当該申請者に交付する。

(届書)

第5条 条例第7条第2項及び第21条の規定による届出をしようとする者は、届書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可期間の制限)

第6条 条例第2条第1項の行為の許可期間は、継続して30日を超えることはできない。

(有料公園施設の使用)

第7条 条例第12条第1項の承認を受けようとする者のうち、競技会、講習会その他これらに類する催しのため有料公園施設の全部又は一部を独占して使用しようとするものは、使用日の7日前までに千歳市有料公園施設使用承認申請書（第9号様式。以下「使用承認書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市有料公園施設使用承認書（第9号様式の2）を当該申請者に交付する。

3 第1項の申請書は、使用日の6月前から提出することができる。

(使用の取消し等)

第8条 前条第2項の承認を受けた者がその使用を取り消し、又は承認を受けた内容を変更しようとするときは、千歳市有料公園施設使用取消（変更）申請書（第10号様式）に使用承認書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市有料公園施設使用取消（変更）承認書（第10号様式の2）を当該申請者に交付する。

(回数券)

第9条 条例第14条第4項の回数券（第11号様式）の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 100円券 11枚つづり 1,000円
- (2) 150円券 11枚つづり 1,500円
- (3) 300円券 11枚つづり 3,000円
- (4) 600円券 11枚つづり 6,000円

2 回数券の発行場所は、有料公園施設の管理事務所及び市長が指定する事務所とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に設けることができる。

(使用料等の計算方法)

第10条 使用料又は占用料の計算方法は、次に定めるところによる。

- (1) 1月を単位として定められている場合には、その使用又は占用の日数が15日以内のときは1月分の半額とし、15日を超えるときは1月分の額とする。
- (2) 1日を単位として定められている場合は、1日未満の端数は1日とする。
- (3) 半日を単位として定められている場合は、半日未満の端数は半日とする。
- (4) 1時間を単位として定められている場合は、1時間未満の端数は1時間とする。

- (5) 占有物件の面積が0.01平方メートル未満であるとき又は当該面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算する。
- (6) 占有物件の長さが0.01メートル未満であるとき又は当該長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その全長又はその端数の長さを切り捨てて計算する。
- (7) 算定して得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとし、当該額が100円未満のときは、100円とする。

(使用料等の減免)

第11条 条例第17条の規定により条例第14条第1項又は第3項の使用料を減免する場合の基準は、別表に定めるところによる。

- 2 条例第14条第2項の使用料及び条例第15条の占有料の減免基準は、市長が定める。
- 3 使用料又は占有料の減免を受けようとする者は、第2条の許可申請書又は使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。

(使用料等の還付)

第12条 条例第18条ただし書の規定により使用料又は占有料を還付する場合の特別な理由及び還付額は、次に掲げるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなつたとき。 使用料の全額に相当する額
- (2) 使用又は占有の開始の日の5日前までに当該使用若しくは占有の許可又は使用の承認の取消し又は変更の申請をし、市長が相当の理由があると認めるとき。 市長が認める額

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、千歳市都市公園使用料（占有料）還付申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 条例第32条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合にあっては、第2条第1項及び第5項、第4条（第2条第1項及び第5項の許可に係るものに限る。）、第7条並びに第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市長が指定する」とあるのは「指定管理者の」と、「市長が特に」とあるのは「指定管理者が特に」とする。

- 2 条例第35条第1項の規定により指定管理者に公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させる場合の同条第5項に規定する減免の基準については、第11条第1項の規定を準用する。この場合において、別表中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

- 3 条例第35条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合の同条第6項の規定に

よる還付については、前条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年12月22日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年11月18日から適用する。

附 則（昭和54年6月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の千歳市都市公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付された許可書は、この規則による改正後の千歳市都市公園条例施行規則の規定により交付された許可書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則（平成8年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年5月10日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月30日規則第66号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市規則の各規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成17年4月1日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市都市公園条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成18年 5 月22日規則第46号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千歳市都市公園条例施行規則第11条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料の減免申請について適用し、同日前の使用に係る減免申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年 1 月27日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月25日規則第 7 号)

この規則は公布の日 (※平成25年 3 月25日) から施行する。

附 則 (平成30年 3 月13日規則第 6 号)

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月24日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第11条関係)

| 減免の理由 | | 減免の率 | |
|-------|--|--------|-----------|
| | | 公園内の行為 | 有料公園施設の使用 |
| 1 | 市が主催し、又は使用するとき。 | 10割 | 10割 |
| 2 | 市内の団体が市の行政活動に協力し、又は市の業務を代行し、若しくは補完するために使用するとき。 | 10割 | 10割 |
| 3 | 条例第32条第 1 項の規定に基づき指定を受けた指定管理者が公共目的で使用するとき。 | 10割 | 10割 |
| 4 | 市が共催して専ら公益のために使用するとき。 | 5 割 | 5 割 |

| | | | |
|---|--|------------|-----|
| 5 | 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げるもののうち小学校及び中学校を除く。）、保育所等が教育又は保育のために使用するとき。 | | 5割 |
| 6 | 障害者（市内在住者に限る。）が使用するとき。 | | 5割 |
| 7 | 前項の障害者が介助を必要とするときに同行する介助者（1人に限る。）が使用するとき。 | | 10割 |
| 8 | その他市長が必要と認めるとき。 | 市長が適当と認める率 | |

備考 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

第1号様式（第2条関係）

千歳市都市公園行為許可申請書

年 月 日

様

住 所
申請者 団体名
氏 名
電 話

次のとおり使用したいので申請します。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 行為の目的 | |
| 行為の場所 | |
| 使用面積 | |
| 行為の期間 | 自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分 |
| 行為の内容 | |
| 減免申請 | 無 有 千歳市都市公園条例施行規則別表第 項の規定による使用料の減免 |

備考 使用場所の見取図を添付してください。

| | | | | |
|--|--|--|---------|-----------|
| | | | 指 示 事 項 | 千歳市許可 第 号 |
| | | | | 年 月 日 |

注 条例第35条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第 項」とあるのは「第13条第2項の規定により準用する別表第 項」と修正の上使用するものとする。

第1号様式の2 (第4条関係)

千歳市都市公園行為許可書

千歳市許可 第 号
年 月 日

様

印

次のとおり行為を許可します。

| | | | |
|------------------------|------------------------|--------------------------------|---|
| 行為の目的 | | | |
| 行為の場所 | | | |
| 使用面積 | | | |
| 行為の期間 | 自 年 月 日 時 至 年 月 日 時 | | |
| 行為の内容 | | | |
| 使用料 | 円 | 減 免 | 割 |
| 減免許可 | 無 有 | 千歳市都市公園条例施行規則別表第 項の規定による使用料の減免 | |
| 許 可 条 件 | | | |
| 1 千歳市都市公園条例の規定を遵守すること。 | | | |

注 条例第35条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第 項」とあるのは「第13条第2項の規定により準用する別表第 項」と修正の上使用するものとする。

第2号様式（第2条関係）

千歳市都市公園施設設置許可申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所

申請者 団体名

氏 名

電 話

次のとおり公園施設を設置したいので申請します。

| | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 公園施設の 設置目的 | |
| 公園施設の 設置場所 及び期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 日間 |
| 公園施設の 種類及び数量 | |
| 公園施設の構造 | |
| 公園施設の 管理方法 | |
| 設置工事の期間 及び実施方法 | |
| 設置工事費 の調達計画 | |
| 公園の復旧方法 | |
| そ の 他 | |
| 減 免 申 請 | 無 有 千歳市都市公園条例第17条の規定により使用料の減免を申請します。 |

注 詳細な見取図を裏面に記入してください。

| | | | | | |
|--|--|--|---------|-------|-----|
| | | | 指 示 事 項 | 千歳市許可 | 第 号 |
| | | | | 年 | 月 日 |

第2号様式の2（第4条関係）

千歳市都市公園施設設置許可書

千歳市許可 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

次のとおり公園施設の設置を許可します。

| | | | |
|---------------------|-----|-------------------------------|------------|
| 公園施設の設置目的 | | | |
| 公園施設の設置場所及び期間 | 自 至 | 年 年 | 月 月 日 日 日間 |
| 公園施設の種類及び数量 | | | |
| 公園施設の構造 | | | |
| 公園施設の管理方法 | | | |
| 設置工事の期間及び実施方法 | | | |
| 設置工事費の調達計画 | | | |
| 公園の復旧方法 | | | |
| その他 | | | |
| 使用料 | | 円 減 免 | 割 |
| 減免申請 | 無 有 | 千歳市都市公園条例第17条の規定により使用料を減免します。 | |
| 許 可 条 件 | | | |
| 1 千歳市都市公園条例を遵守すること。 | | | |

千歳市都市公園施設管理許可申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所

申請者 団体名

氏 名

電 話

次のとおり公園施設を管理したいので申請します。

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 公園施設の 管理目的 | |
| 公園施設の 種類及び名称 | |
| 公園施設の 管理期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 日間 |
| 公園施設の 管理方法 | |
| そ の 他 | |
| 減 免 申 請 | 無 有 千歳市都市公園条例第17条の規定により使用料の減免を申請します。 |

注 詳細な見取図を裏面に記入してください。

| | | | | |
|--|--|--|---------|-----------|
| | | | 指 示 事 項 | 千歳市許可 第 号 |
| | | | | 年 月 日 |

第3号様式の2 (第4条関係)

千歳市都市公園施設管理許可書

千歳市許可 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

次のとおり公園施設の管理を許可します。

| | | | |
|---------------------|-----|-------------------------------|----|
| 公園施設の 管理目的 | | | |
| 公園施設の 種類及び名称 | | | |
| 公園施設の 管理期間 | 自 | 年 月 日 | 日間 |
| 公園施設の 管理方法 | | | |
| そ の 他 | | | |
| 使 用 料 | 円 | 減 免 | 割 |
| 減 免 申 請 | 無 有 | 千歳市都市公園条例第17条の規定により使用料を減免します。 | |
| 許 可 条 件 | | | |
| 1 千歳市都市公園条例を遵守すること。 | | | |

第4号様式（第2条関係）

千歳市都市公園占用許可申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所

申請者 団体名

氏 名

電 話

次のとおり公園を占用したいので申請します。

| | |
|---------------|--------------------------------------|
| 占用の目的 | |
| 占用の場所 | |
| 占用の期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 日間 |
| 占用物件の種類及び数量 | |
| 設置工事の期間及び実施方法 | |
| そ の 他 | |
| 減 免 申 請 | 無 有 千歳市都市公園条例第17条の規定により占用料の減免を申請します。 |

注 詳細な見取図を裏面に記入してください。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

| | |
|---------|-----------|
| 指 示 事 項 | 千歳市許可 第 号 |
| | 年 月 日 |

第4号様式の2（第4条関係）

千歳市都市公園占用許可書

千歳市許可 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

次のとおり公園の占用を許可します。

| | | | |
|---------------------|--------------------|-------------------------------|---|
| 占用の目的 | | | |
| 占用の場所 | | | |
| 占用の期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 日間 | |
| 占用物件の種類及び数量 | | | |
| 設置工事の期間及び実施方法 | | | |
| その他 | | | |
| 占用料 | 円 | 減 免 | 割 |
| 減免申請 | 無 有 | 千歳市都市公園条例第17条の規定により占用料を減免します。 | |
| 許 可 条 件 | | | |
| 1 千歳市都市公園条例を遵守すること。 | | | |

第5号様式（第2条関係）

千歳市都市公園行為取消（変更）許可申請書

年 月 日

様

住 所
申請者 団体名
氏 名
電 話

年 月 日第 号の許可を受けた行為について、次のとおり取消し（変更）をしたいので申請します。

| | | | |
|----------|--------|---------|--------------------|
| 理 由 | | | |
| 許可を受けた事項 | | | |
| 変更事項 | | | |
| 使 用 料 | 変更後使用料 | 変更前使用料 | 摘 要 |
| | 円 | 円 | |
| | | 指 示 事 項 | 千歳市許可 第 号 年 月 日 |
| | | | |

※ 太枠内を記入してください。

注 条例第35条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と修正の上使用するものとする。

第5号様式の2 (第4条関係)

千歳市都市公園行為取消(変更)許可書

千歳市許可 第 号
年 月 日

様

印

年 月 日第 号の許可を受けた使用について、次のとおり取消し(変更)を許可します。

| | | | |
|---------------------|--------|--------|-----|
| 理 由 | | | |
| 許可を受けた事項 | | | |
| 変更事項 | | | |
| 使 用 料 | 変更後使用料 | 変更前使用料 | 摘 要 |
| | 円 | 円 | |
| 許 可 条 件 | | | |
| 1 千歳市都市公園条例を遵守すること。 | | | |

注 条例第35条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と修正の上使用するものとする。

第6号様式（第2条関係）

千歳市都市公園

変更許可申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所

申請者 団体名

氏 名

電 話

年 月 日第 号の許可を受けた について、次のとおり変更
したいので申請します。

| | | | |
|--------------------|--------------|--------------|--------------------|
| 理 由 | | | |
| 許可を受けた 事 項 | | | |
| 変 更 事 項 | | | |
| 使 用 料 (占 用 料) | 変更後使用料 (占用料) | 変更前使用料 (占用料) | 摘 要 |
| | 円 | 円 | |
| | | 指 示 事 項 | 千歳市許可 第 号 年 月 日 |
| | | | |

※ 太枠内を記入してください。

第6号様式の2（第4条関係）

千歳市都市公園

変更許可書

千歳市許可 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

年 月 日第 号の許可を受けた について、次のとおり変更を許可します。

| | | | |
|---------------------|-------------|-------------|-----|
| 理 由 | | | |
| 許可を受けた事項 | | | |
| 変更事項 | | | |
| 使用料 (占用料) | 変更後使用料(占用料) | 変更前使用料(占用料) | 摘 要 |
| | 円 | 円 | |
| 許 可 条 件 | | | |
| 1 千歳市都市公園条例を遵守すること。 | | | |

第7号様式（第2条関係）

千歳市都市公園施設設置（管理）休止許可申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所

申請者 団体名

氏 名

電 話

年 月 日第 号の許可を受けた公園施設の設置（管理）について、次のとおり休止したいので申請します。

| | | | | |
|-----------|---|---|---------|-----------|
| 公園施設の名称 | | | | |
| 休 止 の 期 間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 |
| | | | | 日間 |
| 休 止 の 理 由 | | | | |
| | | | 指 示 事 項 | 千歳市許可 第 号 |
| | | | | 年 月 日 |

※ 太枠内を記入してください。

第7号様式の2（第4条関係）

千歳市都市公園施設設置（管理）休止許可書

千歳市許可 第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

年 月 日第 号の許可を受けた公園施設の設置（管理）について、次のとおり休止を許可します。

| | |
|---------------------|--------------------|
| 公園施設の名称 | |
| 休止の期間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 日間 |
| 休止の理由 | |
| 許 可 条 件 | |
| 1 千歳市都市公園条例を遵守すること。 | |

第8号様式（第5条関係）

届 書

年 月 日

千歳市長 様

住 所

届出者 団体名

氏 名

電 話

千歳市都市公園条例第8条第2項（第21条第 号）の規定により次のとおり届け出ます。

| | | | |
|------------------|-------|--|--|
| 公園（施設）の 名 称 | | | |
| 許可、受命等の 年 月 日 | | | |
| 届 出 事 項 | | | |
| 検 査 意 見 | 年 月 日 | | |
| | | | |
| | | | |

※ 太枠内を記入してください。

第9号様式（第7条関係）

千歳市有料公園施設使用承認申請書

年 月 日

様

住 所
申請者 団体名
氏 名
電 話

次のとおり使用したいので申請します。

| | |
|------------|------------------------------------|
| 使用の目的 | |
| 使用場所又は公園施設 | |
| 使用の内容 | |
| 使用の期間 | 自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分 |
| その他 | |
| 使用人員等 | 使用責任者 人 |
| 減免申請 | 無 有 千歳市都市公園条例施行規則別表第 項の規定による使用料の減免 |

| | | | | |
|--|--|--|---------|-----------|
| | | | 指 示 事 項 | 千歳市承認 第 号 |
| | | | | 年 月 日 |

注 条例第35条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第 項」とあるのは「第13条第2項の規定により準用する別表第 項」と修正の上使用するものとする。

第9号様式の2（第7条関係）

千歳市有料公園施設使用承認書

千歳市承認 第 号
年 月 日

様

印

次のとおり使用を承認します。

| | |
|------------------------|------------------------------------|
| 使用の目的 | |
| 使用場所又は公園施設 | |
| 使用の内容 | |
| 使用の期間 | 自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分 |
| その他 | |
| 使用人員等 | 使用責任者 人 |
| 使用料 | 円 |
| 減免承認 | 無 有 千歳市都市公園条例施行規則別表第 項の規定による使用料の減免 |
| 承認条件 | |
| 1 千歳市都市公園条例の規定を遵守すること。 | |

注 条例第35条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と修正の上使用するものとする。

第10号様式（第8条関係）

千歳市有料公園施設使用取消（変更）申請書

年 月 日

様

住 所
申請者 団体名
氏 名
電 話

年 月 日第 号の承認を受けた使用について、次のとおり取消し（変更）をしたいので申請します。

| | | | |
|---------------|--------|---------|--------------------|
| 理 由 | | | |
| 承認を受けた 内 容 | | | |
| 変 更 事 項 | | | |
| 使 用 料 | 変更後使用料 | 変更前使用料 | 摘 要 |
| | 円 | 円 | |
| | | 指 示 事 項 | 千歳市承認 第 号 年 月 日 |
| | | | |

※ 太枠内を記入してください。

注 条例第35条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と修正の上使用するものとする。

第10号様式の2（第8条関係）

千歳市有料公園施設使用取消（変更）承認書

千歳市承認 第 号
年 月 日

様

印

年 月 日第 号の承認を受けた使用について、次のとおり取消し（変更）を承認します。

| | | | |
|---------------------|--------|--------|-----|
| 理 由 | | | |
| 承認を受けた 内 容 | | | |
| 変 更 事 項 | | | |
| 使 用 料 | 変更後使用料 | 変更前使用料 | 摘 要 |
| | 円 | 円 | |
| 承 認 条 件 | | | |
| 1 千歳市都市公園条例を遵守すること。 | | | |

注 条例第35条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と修正の上使用するものとする。

第11号様式（第9条関係）

| | |
|----------------|------------------|
| NO 控え券 円 | NO 回数使用券 円 |
| | 千歳市長 |

千 歳 市

パークゴルフコース

回数使用券

円券

11枚つづり

NO

ご 注 意

- 1 この券の払戻し又は現金との引換えはいたしません。
- 2 この券を汚損しても取替えはいたしません。
- 3 券種の取替えはいたしません。

第12号様式（第12条関係）

千歳市都市公園使用料（占用料）還付申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所
申請者 団体名
氏 名
電 話

千歳市都市公園条例第18条ただし書の規定により次のとおり使用料（占用料）の還付を受けたいので申請します。

| | | | |
|-----------------|-----------|----------|-------|
| 許可（承認） 年月日番号 | 年 月 日 第 号 | | |
| 使用（占用） の 期 間 | 自 | 年 月 日（ ） | 時 |
| | 至 | 年 月 日（ ） | 時 |
| 還付申請の 理 由 | | | |
| 還付申請額 | 既納使用料 | 還 付 率 | 還 付 額 |
| | 円 | | 円 |
| 備 考 | | | |

※ 太枠内を記入してください。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |